

工事請負契約及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約に係る最低制限価格の設定基準について

平成5年12月16日助役通知
最終改正 令和6年11月1日施行

- 1 工事請負契約においては、予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合算額に、1.0001から1.005の範囲内で無作為に抽出した係数（以下「ランダム係数」という。）を乗じ、さらに100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、その額が予定価格に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の7.5を乗じて得た額とする。
ア 直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
イ 共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
ウ 現場管理費の額に10分の9を乗じて得た額
エ 一般管理費等の額に10分の6.8を乗じて得た額
なお、直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の定義については、原則として、土木請負工事工事費積算要領（昭和42年7月20日建設省官技第34号）又は公共建築工事積算基準（平成15年3月31日国営計第196号）の例によることとする。
- 2 工事請負契約における特別なものについては、1の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の7.5以上で契約担当者等の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。
- 3 工事に付帯する測量その他の業務の委託契約においては、当該契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき算出した別表の業種区分の⑤の額に100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、⑤の額が⑥の額に満たない場合にあつては⑥の額に100分の110を乗じて得た額とする。
- 4 前項の規定にかかわらず、工事に付帯する測量その他の業務の委託契約において、別表の複数の業種区分の欄に掲げる業種からなる契約については、当該契約に係る予定価格の算出の基礎となった設計書に基づき算出した別表の業種区分の⑤の額を合計した額に100分の110を乗じて得た額とする。
ただし、⑤の額が⑥の額に満たない業種にあつては⑥の額を合計の算入に用いる。
- 5 工事に付帯する測量その他の業務の委託契約において、別表の業種区分の欄に掲げる業務と同一の積算の基準を有する業務については、3及び4の規定を準用する。
- 6 工事に付帯する測量その他の業務の委託契約における特別なものについては、3及び4の算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の6以上で契約担当者等の定める割合を予定価格に乘じて得た額とする。

付 則

この基準は、平成6年1月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成9年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成20年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成21年5月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成23年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成25年7月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成25年10月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成26年4月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成28年6月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

(施行期日)

1 この基準は、平成29年4月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

(経過措置)

2 当分の間、ランダム係数は、1.0001 から 1.005 の範囲内とする。

(経過措置)

3 当分の間、総合評価落札方式を適用する場合にはランダム係数を採用しないものとする。

付 則

この基準は、平成29年6月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成30年4月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、平成31年4月1日から施行する。

付 則

この基準は、令和元年10月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事から適用する。

付 則

この基準は、令和3年9月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約から適用する。

付 則

この基準は、令和4年8月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約から適用する。

付 則

この基準は、令和6年11月1日から施行し、同日以降に入札を公告し、又は指名する工事及び工事に付帯する測量その他の業務の委託契約から適用する。

別表

業種 区分	①	②	③	④	⑤	⑥
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	—	①～③の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接測量費、測量調査費及び諸経費の合計額の10分の6の額
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	①～④の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接人件費、特別経費、技術料等経費及び諸経費の合計額の10分の6の額
土木関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の5.0を乗じて得た額	①～④の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管理費等の合計額の10分の6の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の5.0を乗じて得た額	①～④の合計額にランダム係数を乗じて得た額	直接調査費、間接調査費、解析等調査業務費及び諸経費の合計額の3分の2の額